

裁判員裁判

—もう、待ったなしの段階へ—

裁判員裁判の実施が来年に迫っている（来年5月21日以降に起訴された重大事件が対象となる）。刑事裁判のあり方が大きく変わるため、弁護活動の担い手たる私たちも十分に対応していく必要がある。そこで、今月号では、裁判員制度センターの協力を得て、裁判員裁判のポイントや留意点などをわかりやすくまとめていただいた。ぜひ参考にさせていただきたい。

CONTENTS

- 1 裁判員裁判 1 年後に迫る
- 2 裁判員裁判の仕組み
- 3 裁判員裁判における公判前整理手続
- 4 裁判員裁判の公判における弁護活動の留意点
- 5 座談会「模擬裁判員裁判を検証する」
- 6 裁判員に向けての説明義務について
- 7 もう裁判員裁判は怖くない
- 8 日弁連研修に参加して



これから開催される裁判員裁判関連の研修・模擬裁判

●裁判員裁判対応弁護士養成講座

2日間の体験型連続集中研修。

1回につき20人を2班に分け、模擬裁判のシナリオを題材に、冒頭陳述、弁論、証人尋問を実演してもらい、裁判員裁判に対応できる実践的技術を習得してもらいます。

【開催予定日】

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① 5月16日（金）、17日（土） | ⑥ 10月24日（金）、25日（土） |
| ② 6月13日（金）、14日（土） | ⑦ 11月14日（金）、15日（土） |
| ③ 7月25日（金）、26日（土） | ⑧ 12月12日（金）、13日（土） |
| ④ 8月29日（金）、30日（土） | ⑨ 1月16日（金）、17日（土） |
| ⑤ 9月26日（金）、27日（土） | ⑩ 2月13日（金）、14日（土） |

*時間はいずれも、金曜日午後1時～8時、土曜日午前10時～午後5時

●裁判員裁判専門講座

講師が、模擬裁判の収録DVDを上映しながら裁判員裁判の仕組みや弁護のノウハウを平易に解説します。裁判員裁判が身近に感じられるようになります。2時間講義。春季、秋季研修講座や随時、数回開催予定。

【日程】

- ① 5月12日（月）
- ② 6月12日（木）
- ③ 6月26日（木）

*秋季専門講座は、10月から来年2月にかけて開催予定

●模擬裁判員裁判（第4期）

東京地方裁判所において、東京弁護士会が弁護人を担当する模擬裁判が全部で8本予定されています。約40人程度の弁護人枠を用意し、プレーヤーを募集しています。本番さながらの裁判員裁判を体験できます。

【日程】

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① 6月10日～11日（刑事15部） | ⑤ 7月 8日～ 9日（刑事 8部） |
| ② 6月18日～20日（刑事13部） | ⑥ 7月14日～16日（刑事 9部） |
| ③ 6月23日～25日（刑事18部） | ⑦ 7月17日～18日（刑事21部） |
| ④ 7月 3日～ 4日（刑事19部） | ⑧ 7月28日～30日（刑事16部） |

*問い合わせ先：司法調査課（担当：小暮） TEL.03-3581-2207

1

裁判員裁判 1年後に迫る

裁判員制度センター委員長代行 富田 秀実 (34期)



1 来年の今頃には、全国各地で裁判員裁判が一斉に実施されようとしています。東京地裁でも、複数の刑事部で裁判員裁判が同時に開始されるでしょう。裁判員裁判が実施されるまで1年を切り、そのための準備期間は残りわずかです。今年の12月頃には、裁判所から来年に実施される裁判員裁判の裁判員候補者に予定された旨の通知があなたの身近な人にも届くかもしれません。

裁判員裁判の対象事件は、全国で年間約3,200件(2006〔平成18〕年は3,111件)あり、東京地区(八王子も含む)では年間で約350件が裁判員裁判の対象事件と想定されます。したがって、東京弁護士会としても、裁判員裁判に対応できる弁護士を質、量ともに養成することが急務です。

本特集では、今一度、裁判員裁判の仕組みをおさらいし、これまでに実施された法曹三者による模擬裁判員裁判の検証結果や研修会などの成果を踏まえ、裁判員裁判における公判前整理手続のあり方や弁護活動の留意点そして裁判員裁判における当面の課題などについて解説します。

2 裁判員制度は、司法における国民主権を徹底させた点と刑事裁判の実質化、すなわち直接・口頭主義の徹底という点で画期的な制度です。主権者たる国民の司法(刑事裁判)への直接的参加を認めた点で1928(昭和3)年から1943(昭和18)年まで実施された陪審制度以来の大改革であり、また、近年の刑事裁判では、基本原則である直接・口頭主義が形骸化し、供述調書に依存した調書裁判が行われ、弁護人にとっては「絶望的な状況」にあるとまで言われた刑事裁判が、この裁判員制度の導入により、形骸化していた直接・口頭主義が実質化し、「精密司法」から「核心司法」への転換が期待されるのです。

実際に、2005(平成17)年11月から公判前整理手続が実施され、模擬裁判員裁判が全国的に数多く実施・検証される過程で、現実の刑事裁判の内容も裁判員裁判に対応できるようなものに変化しつつあります。検察官請求の証拠も厳選され、公判中心主義に対応できるように工夫されようとしています。直接・口頭主義の徹底は、公判のみならず、捜査手法にも大きな影響を与えることは必至です。

3 裁判員制度センターは、これまでの対外的広報活動に加え、本年度は、特に裁判員裁判に対応できる弁護士養成に力点を置いて活動をする予定です。

既に、裁判員裁判のための春季専門連続研修が開始され、秋季にも同様の連続研修を予定しており、また、5月からは、毎月、2日間にわたる体験型弁護士養成研修も来年2月まで実施し、裁判員裁判に習熟した弁護士を200人を超えて養成する予定です。

法曹三者による模擬裁判員裁判も、東京地方裁判所では6月から7月にかけて全刑事部(20か部)で実施される予定で、そのうち8か部で実施される模擬裁判が当会の担当となっています。これらの研修や模擬裁判の弁護人役に多くの会員が参加されるようお願いいたします。

4 裁判員制度の導入は、日本の司法制度にとって画期的なことですが、来年度に実施されようとしている制度自体には、いくつかの問題点や改善すべき点なども指摘されております。裁判員制度センターとしては、裁判員裁判の実施に向けての対応態勢を早急に確立していくと同時に、裁判員制度の内容をより国民のための司法制度に相応しいものにするために、その制度自体の問題や改善すべき点も含め、さらに検討し提言するなど積極的に取り組んでいく予定です。

2 裁判員裁判の仕組み

裁判員制度センター副委員長 山内 雅哉 (40期)



※本稿において「法」は「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」を、「規則」は「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則」を指す。

1 裁判員制度

裁判員制度は、刑事裁判のうち重大な事件について、広く一般の国民から無作為に抽出された者が、裁判官とともに事実認定及び刑の量定に関与するという制度である。

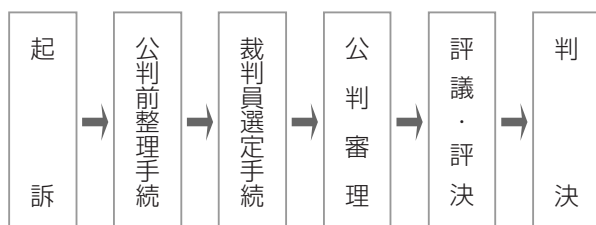
2 対象事件

裁判員裁判の対象事件は、刑事事件のうち重大事件、すなわち①死刑又は無期の懲役若しくは禁固に当たる罪及び②法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの(法2条1項)に限られている(例えば、殺人、強盗致死傷、傷害致死、危険運転致死、現住建造物等放火、身代金目的誘拐など)。

3 裁判体の構成

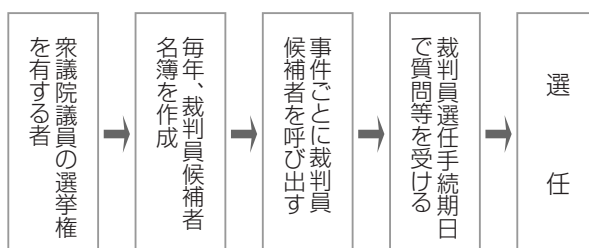
裁判体は、原則として裁判官3人、裁判員6人で構成する(法2条2項)。但し、公訴事実と争いがなく、一定の要件を満たす場合には、裁判官1人、裁判員4人とすることができる(同条3項)。

4 裁判員裁判の流れ



裁判員裁判の流れは左下図のとおりである。連日的開廷による集中審理を実現するために、十分な事前準備が行われることが必要であり、第1回公判期日前に公判前整理手続に付すことが必要とされている(法49条)。公判前整理手続自体は、改正刑事訴訟法において規定されているところであり、ここで争点整理及び審理計画の策定が行われる。

5 裁判員の選任

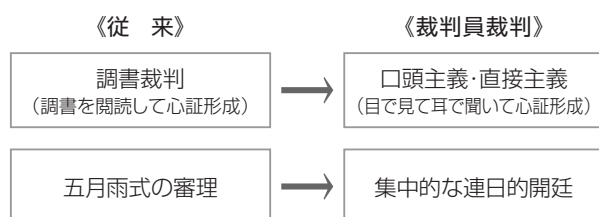


裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者(法13条)の中から選任される。但し、欠格事由(法14条)、就職禁止事由(法15条)、不適格事由(法17、18条)がある者は除かれ、また辞退事由(法16条)に該当し、辞退の申し出があった者についても除外される。

具体的には、まず翌年の裁判員候補者となる者を毎年無作為抽出(くじ)により、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作成する(法23条)。その後、実際の裁判の6週間前までに(規則19条)、裁判員候補者名簿の中から、事件ごとに更に必要な裁判員候補者を裁判所に呼び出す(法27条)。

裁判所に呼び出された裁判員候補者は、裁判員選任手続期日において、検察官及び弁護人が出席するなか(法32条)、非公開の手続き(法33条1項)において裁判長からの質問を受けた上(法34条)、最終的には、くじで所定の人数の裁判員が選任される。

6 公判審理の特徴



裁判員裁判における公判審理は、法的知識がない一般市民でも理解ができるものでなければならない。そのためには、これまでのように膨大な調書を閲読して心証を形成するといった手法は採り得ず、公判に提出する証拠を厳選した上、口頭主義・直接主義を徹底して、裁判員が公判廷での審理を目で見えて、耳で聞いてわかるものとする必要があるとされる。

そして、裁判員の負担を考えれば、従前のような五月雨式の審理ではなく、できる限り集中的に連日的開廷となる。このように裁判員裁判では、従前の刑事裁判の審理のあり方が大きく変更を迫られることになる。

7 裁判員の役割

裁判員は、裁判官とともに①事実認定、②法令の適用、③量刑判断に関与する（法6条1項）。

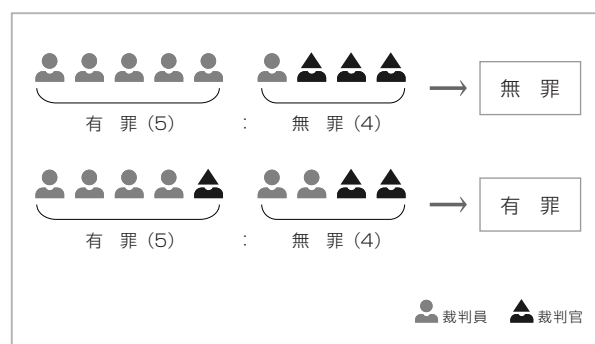
これに対し、法令解釈及び訴訟手続きに関する判断は裁判官の専権に属し、合議体の構成員である裁判官の合議によって決する（法6条2項）。

8 評議・評決

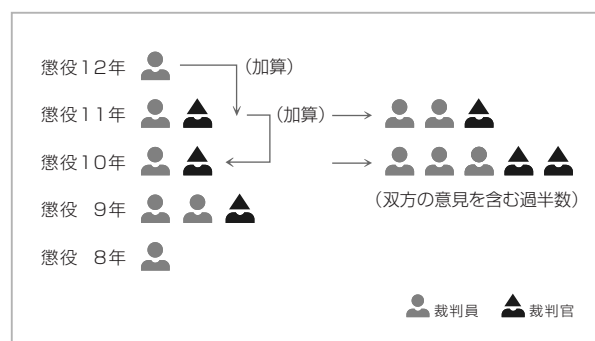
評議は、裁判官及び裁判員が行い、裁判員は意見を述べる（法66条）。裁判官は、裁判員がその意見を

述べ、合議体の構成員間で充実した意見交換が行われるように配慮しなければならない（規則45条）。

評議を尽くしても全員の意見が一致しない場合には評決をする。評決は、裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の過半数の意見によるとされており（法67条1項）、裁判員だけの意見で被告人に不利な判断をすることはできず、裁判官1人以上が多数意見に加わっている必要がある。例えば、裁判員5人が有罪、裁判官3人と裁判員1人が無罪とした場合には、有罪の意見に裁判官が1人も加わっていないので、無罪となる。



刑の量定について意見が分かれ、その説が各々、裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数にならないときは、その合議体の判断は、裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見による（法67条2項）。



3 裁判員裁判における公判前整理手続

裁判員制度センター副委員長 坂本 正幸 (54期)



1 すべての事件が公判前整理手続へ

裁判員事件は必要的に公判前整理手続に付される。公判前整理手続は、事件の争点及び証拠を整理する準備手続である。公判前整理手続では、証拠調べ請求、証拠意見の確認、証拠決定、類型証拠開示請求及び主張関連証拠開示請求、証拠開示請求に関する裁定が行われ、最終的に審理計画が策定される。そのため、弁護人は、公判前整理手続が行われている段階で、その後の公判における活動を念頭におき、十分な訴訟準備をする必要がある。

2 公判前整理手続の趣旨・目的

公判前整理手続は、「充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行う」ための制度である（刑訴316条の2第1項及び316条の3第1、2項）。迅速な裁判の実現は被告人の利益でもあり、また充実した審理が行われることは言うまでもなく必要なことである。

3 公判前整理手続の流れ

公判前整理手続の流れは図のとおりである。

4 公判前整理手続の内容（獲得目標）

①十分な弁護活動のための期日

裁判員裁判は「連日的開廷」で行われる。しかし、公判前整理手続を連続的に行うという規定はな

い。弁護人は、連日的開廷が行われる公判に備えるため、十分な準備期間を確保しておく必要がある。裁判所などが、拙速な第1回公判期日、公判前整理手続期日及び書面提出期限などを定めようとした場合には、弁護人は断固拒否しなければならない。

②検察官証明予定事実への対応

検察官の証明予定事実は、公判での冒頭陳述の内容とほぼ一致する。そのため、証明予定事実記載書面の中に不明確な点や不相当な事実が記載されていた場合には、釈明をして内容を明確にする必要がある。場合によっては、記載の削除を求めるべきである。

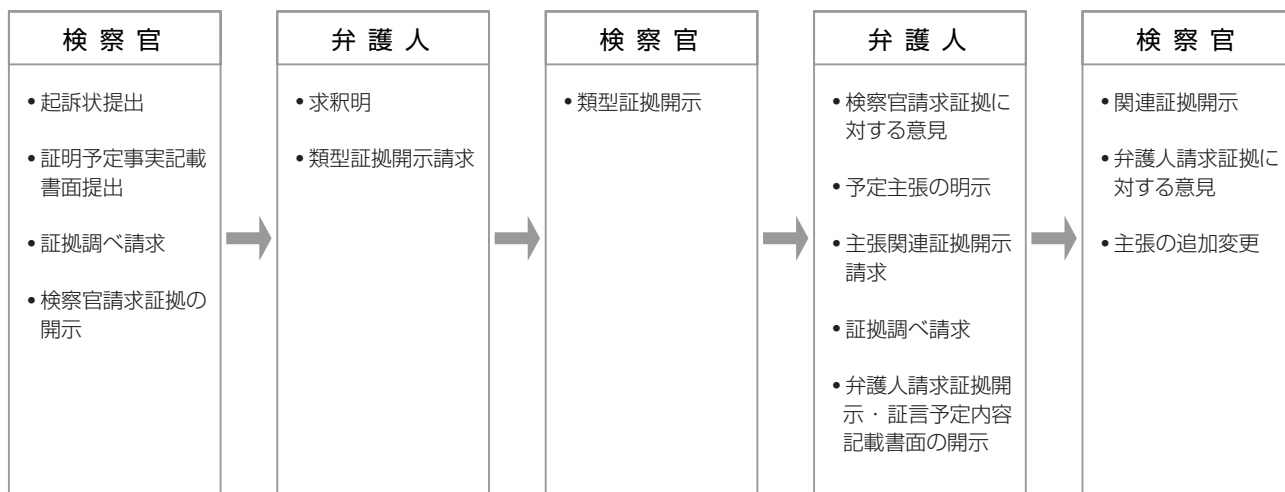
③証拠開示

証拠開示を十分に活用することが公判前整理手続の重要なポイントである。証拠開示には、類型証拠開示と主張関連証拠開示がある。これまで証拠開示請求は、訴訟指揮として認められていたに過ぎないが、公判前整理手続における証拠開示は権利として認められたものである。検察官が証拠開示に応じないときは、裁判所に対して証拠を開示するよう裁定請求ができる（刑訴316条の25）。裁定請求に不服がある場合には、即時抗告することができる（刑訴422条及び425条）。

④類型証拠開示

検察官は証明予定事実記載書面を提出し、速やかに検察官請求証拠を開示しなければならない。取調べ請求がされて開示された証拠以外にも、類型に該当する証拠の開示請求ができる。具体的には、証拠物（刑訴316条の15第1項1号）、検証調書（2号）、実況見分調書（3号）、鑑定書（4号）等の客観的証

図 公判前整理手続の流れ



拠、証人予定者や被告人の未開示の供述録取書等(5, 7号)、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とする供述録取書(6号)、取調状況記録書面(8号)がある。

⑤弁護側の予定主張の明示

弁護人は、証明予定事実その他公判期日において主張を予定している事実上及び法律上の主張をしなければならない。予定主張の明示は、検察官の証明予定事実に対する認否が求められているものではない。裁判所より認否を求めるような訴訟指揮がなされても、それに応じる必要はない。また、弁護人が争点を絞り込む義務を負うわけではない。被告人の主張を明示すれば、検察官による補充捜査に曝される可能性があるため、どの範囲の主張まで明示すべきかは難しい問題であり、ケースバイケースで対処するしかないであろう。

予定主張と関連性が認められる場合には、主張関

連証拠開示が可能となる。

⑥証拠調べ請求

弁護人は、公判前整理手続で請求しなかった証拠調べ請求は、「やむを得ない事由」を疎明しなければ、公判廷において証拠調べ請求することができない(刑訴316条の32)。弾劾証拠は証拠制限にかからないとの考えがあるが、弁護人としては、慎重に検討したうえで行動する必要がある。

5 自白事件と公判前整理手続

公判前整理手続は、公訴事実を争っていない事件でも採用される。情状が争点となる事件であっても、証拠開示は積極的に活用すべきである。特に重い量刑が予想される事件では、積極的に証拠開示を行い、被告人に有利な証拠を発見する必要があるであろう。

4 裁判員裁判の公判における 弁護活動の留意点

裁判員制度センター副委員長 榊原 一久 (48期)



裁判員裁判
—もう、待ったなしの段階へ—

1 裁判員裁判と従来型裁判の 根本的相違点

裁判官が裁判官室で書面を熟読することにより判断していた従来型裁判と異なり、裁判員裁判は、一般市民が、公判廷での口頭でのやりとりをもとに、数日という短期間で結論をだすことを想定している。このような裁判員裁判での弁護活動は、一般市民にもわかりやすく、かつ説得的でなければならず、従来型の裁判とは違う工夫が必要となる。

そのような観点から、以下刑事手続きの流れにしたがって、留意すべき点を挙げてみたい。

2 第一印象を大事にすべき冒頭手続

裁判員は法廷に入場した際、初めて被告人を見ることとなる。犯罪者と接した経験も無いことがほとんどである一般市民にとっては、第一印象は強烈なインパクトがある。

弁護人としては、可能な限り、犯罪者としてのイメージを払拭するように、被告人の服装、立ち居振る舞いについてアドバイスすべきであろう。また、被告人自身の陳述に、一般市民に対する説得力があると思われる場合は、起訴状朗読に続く、意見陳述を活用することも考えられる。

3 わかりやすく説得的な冒頭陳述

弁護側は、検察側の訴追する立場からのストーリーの印象を打ち消して、弁護側のストーリーを印象づける必要がある。立証責任が検察側にあることは

裁判員裁判でも同様であるが（場合によってはこの点の言及が冒頭陳述でも必要となろう）、一般市民は何が真実かを探求しがちであり、検察側が、これが真実であるとしてストーリーを提示する以上、弁護側も別のストーリーを提示して真実はこれであるということを提示しなければ裁判員に弁護側の主張を心にとどめてもらうことは困難であるように思われる。

そして、「一般市民にわかりやすく、説得的」な冒頭陳述であるためには、従来のような書面を読み上げる方法ではなく、口頭で裁判員に語りかける方法でなければならない。そして、補助的ツールとして、パワーポイントをういたり、ボードや簡単な書面を用意するなどのことが裁判員に対する説得のために有用といえる。いかなるツールが効果的であるかは、事件によって異なると思われるので、あらかじめ事件の内容を吟味して決定する必要があるだろう。

4 証拠調べ

①証拠書類の取り調べは原則全文朗読

証拠書類の取り調べについて、従来型裁判では、要旨の告知で足りるとされていたが、裁判員裁判では口頭主義、直接主義の徹底の観点から、原則全文朗読することになる。争いのある事件か否かにかかわらず証拠書類の取り調べは全文朗読となり、弁護側請求の証拠も全文朗読することとなるが、視覚に訴えた証拠調べ方法を行うことを検討すべき場合もあるだろう。そして口頭主義、直接主義の徹底の観点から、証拠書類の取り調べは必要最小限度に限られることとなる。

②わかりやすい証人尋問

裁判員裁判では、証人尋問が裁判員の心証形成に極めて重要な位置を占めることとなるが、いかに裁判員にわかりやすく、印象的な尋問をするかが重要となる。一般市民である裁判員は、弁護人の尋問技術の巧拙による影響を大きく受ける。わかりやすい話し方を心がけ、無駄な尋問や意味不明の尋問をして裁判員を混乱させたりすることは厳禁であろう。また、裁判員に対しては、どのような尋問が効果的かも検討した上で尋問する必要がある。尋問の流れや尋問事項に工夫が必要であると共に、尋問の際に書面や物、あるいはボードを活用するなどして裁判員に対する理解を深める工夫が必要となる場面もあると思われる。尋問の際、証人に再現させて写真撮影するという方法も有用な場合がある。

他方で、さまざまな工夫がなされる証人尋問では、主尋問における誘導尋問の禁止などの尋問ルールに抵触する可能性も高くなるため、検察官の尋問に適切に異議を述べて尋問を改めさせることも必要である。

③被告人質問の重要性

被告人の供述調書については、刑訴法322条書面の請求を検察官がした場合でも、裁判所は採否をその時点では留保し、被告人質問終了後に不必要として供述調書の取調請求を却下するという扱いが模擬裁判では多くなっている。したがって、被告人の供述に関しても口頭主義、直接主義が徹底され、被告人質問が重要となる。

被告人質問についても証人尋問における留意点がほぼあてはまるが、被告人の話し方、態度などが、被告人の供述の真実性、あるいは情状面に関して、裁判員に与える影響は極めて大きいと思われる。被告人質問は弁護人が主導権を握ることができるもの

であるから、事前準備を入念に行い、構成、流れを十分に練る必要がある。

5 わかりやすく印象に残る弁論

冒頭陳述では、弁護側のストーリーを提示して裁判員に印象づける必要があるが、弁論では、証拠調べの結果に基づいて裁判員を説得しなければならない。書面に頼ることのできない裁判員裁判においては、口頭でわかりやすく説明しなければならないし、評議が直後に行われることを考えると、裁判員の印象に残るように心がけることが必要である。裁判員の理解のためにもパワーポイントなどのツールを利用して行うことが有用な場合が多いであろう。

公判期日の日程の関係で弁論が証拠調べと同日に行われることもありうることから、公判期日の前に弁論もある程度準備しておく必要がある。公判期日前に作成された弁論に従って、冒頭陳述、証拠調べを行うことが一貫した弁護活動のためには必要であり、公判前に弁論の骨格部分はできていなければならない。

6 最後に

刑事手続きの流れに沿って留意点を挙げてみたが、弁護士はさまざまな事件を通じて一般市民と接しており、一般市民を説得することが必要となる裁判員裁判は、従来の刑事裁判よりも弁護士の活躍が期待される場なのではないだろうか。

弁護士としては、日頃から公判活動のスキルアップにも努める必要が出てきたといえる。

5 座談会 「模擬裁判員裁判を検証する」

東京三会 裁判員制度協議会 副座長 西尾 則雄 (31 期)

裁判員裁判のスタートを1年後に控え、三庁での模擬裁判について、裁判所や検察庁は組織的に対応しているが、弁護士会は残念ながらその経験がなかなか積み重ねになっていない。そこで、2007（平成19）年9月以降に実施された全員参加型模擬裁判に参加された弁護人に問題点や注意すべき点について語ってもらった。
(2007年12月13日開催)

<出席者>

司 会：山内 雅哉 西尾 則雄
 弁護人役：大谷 隼夫 遠藤 常二郎 高岡 信男 坂本 正幸 藤原 大吾 鈴木 加奈子
 被告人役：吉原 隆平

司会：今回の模擬裁判は東京地裁の各部で行われ、このうち東弁担当は刑事の5か部について行われました。そして取り上げられた事件は、仕事仲間を文化包丁で胸部2箇所を突き刺した殺人未遂事件で殺意を争うもの（甲野太郎事件）、車上荒らしを発見され、被害者に暴行を加えた事件で窃盗又は暴行を争うもの（大川忠広事件）、そして交際中の男性を包丁で突き刺し殺害した事件で殺意あるいは正当防衛として争うもの（山本純子事件）でした。

1 公判前整理手続

(1) 証拠意見について

司会：公判前整理では、証拠開示がメインになると思いますが、全員参加型の模擬裁判の場合には、証拠は全面開示されたことを前提として進めていますので、ここでは検察官請求証拠に対する意見から始めたいと思います。まず、甲号証のうち実況見分調書や診断書についての意見をどうされたのでしょうか。

大谷：最初の段階では、実況見分調書は不同意だったが、模擬裁判なので裁判所の方から全部同意してくれとお願いされました。

遠藤：うちの方は、実況見分調書は一部不同意です。不同意としたのは、裁判員にとってはこんなに情報はいらなだろうと。実況見分調書には、本当に必要な限度で同意しました。当初は、全部不同意で合意書面を作りたかったんですけども、検察官の方が強硬に抵抗してできなかったのも、最後は一部不同意で決着となりました。あと鑑定書については全部不同意で、鑑定人の証人尋問を行いました。検察側からは、鑑定書の請求がありましたが、裁判所は不必要だと却下したんですね。そういうことは非常に珍しいんですけど。

西尾：裁判員裁判においては、裁判員が調書を読むというより、法廷で直接見て、聞いて分かる取り調べをする必要があるという観点から、書証については不同意として法廷で供述してもらう、直接主義、口頭主義を徹底するというのが基本でしょう。ただ一部不同意とするような場面では、裁判員に分かりにくいので「合意書面」を活用しようと言われてきました。もっとも、合意書面については検察側の抵

抗が強く、うまく作成できたケースは少なく、検察官は、弁護人が一部同意するような部分だけを抄本にしたり、報告書という形で書証として提出してくるという状況が報告されています。

司会：今、東京地裁の模擬裁判では、書証の取り調べは「要旨の告知」ではなく「全文朗読」が基本という取り扱いがなされていますね。

ところで、弁護人が「不同意」という意見を述べたとき、裁判所や検察官から、一部同意できないか、と言われて困りませんか。

坂本：確かにそう言われることがあります。全部不同意ですね。

藤原：実況見分調書について不同意にしたところ、裁判所は、模擬裁判なので真正立証が必要となるようなことはやめて欲しいということでした。

司会：次に乙号証についてお聞きしたいのですが、乙号証についての弁護人の意見は、基本的には全部不同意ということでもいいんですかね。

高岡：ええ、そうですね。私どもの方は不同意にしましたところ、検察官は何も言わず、裁判所も何も言わなかったですね。当然と考えていたかなと思います。

遠藤：裁判員裁判においては「必要性なし」でいけます。裁判所は、被告人質問でまかなえるのであれば、乙号証は取らない、というような姿勢です。そして乙号証の採否は、被告人質問をやった後に決めますという扱いが一般的になっていますね。

また、さっきの合意書面のことですけど、私の担当した事件は、争点が殺意と正当防衛でしたが、前提となる事実については、もし争いがないのであれば、時間節約のためには、合意書面にすればいいですね。裁判所もそう考えていると思いましたけど。

藤原：実際の刑事裁判の場合には、被告人の供述が事前に固まっているとは限らないから、公判前整理手続で合意をしてしまうと、やっぱり危険だと思います。弁護人が供述調書を読んで被害者と一致しているなど思っても危ないですよ。

司会：なるほど。被告人の供述が動くかどうかにより注意が必要ということですね。他に乙号証の取り調べで、何か注意しておかなければいけない点はありますか。

高岡：前科の関係で、判決が書証として出されますよね。それが必要か問題でしょう。

司会：取り調べを後に回している例が多いのではないかと思います。評議では問題になっていましたか。

高岡：いや実際には議論していません。

(2) 予定主張について ～主張対照表の問題点

司会：次に、弁護側は予定主張を出さなければならぬ。検察官の証明予定事実記載書面についての認否をする必要はない、それに対して、裁判所あるいは検察庁の方から、もっと詳しく主張してくれないと争点整理ができないと言われるケースがあったんじゃないかと思うんですが、どうでしたか。

坂本：被告人がちょっと記憶がないなんていうことだから、極めて概括的なことしか言えませんよね。

司会：民事の認否のようなことを要求されるということはありませんでしたか。

遠藤：それはありませんでした。ただ、事件の内容によるんですけども、裁判所としては、弁護側と検察側の「主張対照表」を作成して、それに合わせて評議を進めたいという意向もあります。これを前提



とすると、ある程度争点を明確化するためには、事件にあわせて詳しく書くべき予定主張もあるのかなという気がしました。

司会：最近、裁判所は、公判前整理において検察官と弁護人の主張を左右に並べて「主張対照表」というのを作成しておいて、公判段階でこれを裁判員に対し、この主張対照表で分かりやすく示すというやり方が多いようですね。

大谷：最初は概略的な予定主張書面を出したら、裁判所が、もっと具体的に主張してくれというので作り直しました。いくつかは直してもらいましたが、どうも検察サイド的な争点整理表になっていました。

高岡：主張対照表作成の結果、弁護人側の予定主張をかなり詳しく言わせるようになったので、そのこと自体の是非が、本当は1つの検討課題だと思うんですけどね。

大谷：そのとおりです。ただ、審理や評議の時に、裁判所は主張対照表を裁判員に見せて、争点はここですからね、というような説明からスタートしていくことも多いです。

司会：私が傍聴している限りでは、検察・弁護の冒頭陳述が終わった後あたりで、裁判官が裁判員に渡して、これが双方の主張で、この点が違っていますよという説明をしていたケースが多かったですね。それは冒頭陳述が終わった後に裁判員に配られるという前提でよくチェックをした方がいいですかね。

遠藤：対照表を作るときに、裁判所は弁護人と検察官の方に何か特別に付け加えるとか、訂正するところはないかと、必ず聞いてきますから。

鈴木：ちょっと質問なんですけど、「主張対照表」というのは、公判前整理の最終の段階で入れたりできるんですか。それと、公判の段階でも、修正ができ

るんですか。

遠藤：公判前整理の最終段階では可能でしょうが、公判になってからは無理かなと思います。裁判員が証人尋問を聞きながらどんどん書き込めるようにと、余白をちょっと設けて作ってるんですよ。

2 公判審理

(1) 冒頭陳述について

～パワーポイントを使って

司会：検事の冒頭陳述っていったいどんなことをやるのかを、被告人役をされた吉原先生、ちょっと説明してくれませんか。

吉原：検察官はパワーポイントを使って、まず被害者が登場してきて、そこに被告人の図が出てくる、2人の動きがアニメーションで次々に出てきて、被害者と被告人が追いかっこをしているような状況がビジュアル的に示されて、このように2人が一緒に溝に落ちました、となるんです。言い合いの内容なども、矢印が出て発言内容が画面に映し出される。これは非常に分かりやすくて、私が見ていても、ああ、これが実態だったのかと言ってしまいそうな感じで（笑）。

司会：あとは、実況見分調書の図面なんかをかなり大きなボードに拡大して法廷に持ち込んで、指示棒で指し示しながらやっていましたね。

そして検察官は、検事席の前に出て、証言台の間ぐらいに立って、裁判員の方を見ながら冒頭陳述をしますね。時間としては大体15分から20分くらいでしょうか。

坂本：私のグループでは、アニメーション的に動

いていくのはやめろと、動かすな、と言いました。動きがあると、印象が強くなる、裁判員がそれに引っ張られるから、人が動くようなことは、それは絶対にやらせないと方針を話して、それで裁判所に行行って、結局は、動かないという形に訂正させました。

司会：それは、冒頭陳述の最中にですか？ 事前にですか？

坂本：公判前整理の段階で、冒頭陳述ではどんなことをやるかを確認しておかないといけません。事前にアニメーションのように動くパワーポイントは絶対だめだと、動かさないで、と言っておいたんです。

高岡：裁判員裁判では、証拠裁判というよりは印象裁判になってしまう危険があると思うんです。ですから、裁判員の印象に残るような検察側の活動というのは、やっぱり準備の段階で制約を付けていかないと危ないと思うんですね。

西尾：模擬裁判では、被告人が刺すと血がぱっと噴き出すようなアニメ的なものとか、証拠物と同様の模造刀みたいなものを出してきたりするケースもありましたが、これは問題でしょう。

裁判員に予断を与えるようなパワーポイントの使い方は、絶対にさせてはいけないのですが。

高岡：事前にそれが分かっていたら、我々としては、ちょっとそれはやめろと指摘できますがね。結構それは必要ですよ。

司会：では今度は弁護側の冒頭陳述についてですが、弁護人側として気を付けられた点をご紹介しますか。

遠藤：とにかく分かりやすく話そうと心がけました。書面を棒読みせずに、ゆっくり話して、アイコンタクトをなるべく取り、語りかけようとしたんですが、目がなかなか合わなかったりしていたんですね（笑）。

書面については、アイコンタクトで語りかけるということを主眼にしたので、直前に配ったのは項目だけにし、詳しい書面は終わった後に配布しました。一方、検察は、冒頭陳述の書面をそのまま渡していました。模擬裁判の後で裁判員の感想を聞いたら、冒頭陳述の書面をそのまま渡された方が良かったという方がおりましたが。

司会：検察庁は、だいたい冒頭陳述の前に書面を配布しているようですね。弁護側は、アイコンタクトを取りながら話を聞いてもらおうということで、なるべく書面は最初に出さない、仮に出すとしてもせいぜい項目だけで、あとはこちらの話を聞いてくださいと、そういうスタイルで今まで臨んでいますね。

坂本：冒頭陳述というのは、しゃべっているのを聞いてもらわないと困るので、書面は後で配るべきだと思います。

司会：裁判員役をされた方から聞きますと、後で書面を出すと言われても、どんなものが出てくるか分からない。最初にもらっておけば、それに目を通しながら、メモを取らなくていいので、ありがたかったという意見もあるし、ある人は弁護人がじっと語りかけてくれて、それを聞いて良かった、という方もいらっしやいましたね。

坂本：要は、裁判員にとっては、先に情報が大量に入り過ぎて、途中から頭の中に入らなくなると。

司会：裁判員がもらった書面を読んでいるか、読んでいないか分からないですね。

坂本：少なくとも、弁護側はデータは1枚なんです。争点を整理した後、冒頭陳述をやっぱり配布すべきかなと、評議のときに使ってくれるかどうかで対応しています。

西尾：口頭で述べた上に、書面を裁判員に配るというのが、そもそも本当にいいのかという難しい点も

あるんですね。それがあると、裁判員は繰り返し見られる。もう1回冒頭陳述を読んで、さらにそうだったと思ってしまう。本当はそういう議論があることはあると。

遠藤：裁判員の質だと思うんです。裁判員が、本当に口頭の冒頭陳述を聞いただけで、争点がきっちり頭に整理されて入るかどうかということだと思うんですね。

(2) 証拠調べについて

司会：次の証拠調べに移らせていただきたいと思います。まず、書証の取り調べ方法については、「要旨の告知」ではなく、「全文朗読」ということでしたね。

遠藤：乙号証なんですけれども、山本純子事件では、最後、被告人の供述調書の一部を刑訴322条で採用をされたんですよね。それで、その部分を検察は全文朗読したんです。問題だなと思ったのは、検察がそのコピーを裁判員の人数分作っていて、渡していいかと裁判所に言ったんですね。裁判所の方でもいろいろ合議して、最終的には認めました。

ところが評議は、乙号証をベースに進んでいました。弁護人としては、公判調書が評議には間に合わず、文字で出ていないから、乙号証を基準に評議されては正直って怖いな、と思いました。

司会：評議の時点では、公判調書は間に合いませんね。実際には、審理をDVDで録画しておき、それを評議室で再生して確認できるようにするという方法を裁判所は想定しているようですが。弁護人としては、乙号証は信用性がないことを被告人質問のなかでやったのに、乙号証が書面として各裁判員の手元にあっていつでも見られる、これに対してDVD

は簡単に見られない、という状況で評議を進められると厳しいですね。

高岡：公判で被告人が供述して、しっかりこちらの方の言い分を述べたのに、自分の不利益な内容が記載された被告人調書が書面として残っていて、それが裁判員の手元に配布されるという。それ自体がやはりおかしいな。

司会：ところで、乙号証については、これを採用して取り調べる場合でも、その順序は、被告人質問を先にやって、その後に乙号証の採否を決定して取り調べる、という手順ですかね。

大谷：はい。そうでしたね。

司会：あと、証人尋問や被告人質問の時に、犯行状況などを再現をさせて写真を撮るということをやっていましたね。

大谷：検事がいきなり法廷で写真を撮っていいか、再現させてくれって。裁判長が公判調書の添付資料とすることで許可しました。そしてその写真を見ながら評議している。公判調書の資料として提出するようなものじゃないんです。公判調書は出来上がっていないんだから。あれはもう今後絶対に認めさせるべきじゃないと思うんですね。

遠藤：弁護人側が逐一、被告人質問のときに再現をそれを随所でデジタルカメラで写真を撮って、それが評議のときに使われていました。それは弁護側としては非常に良かったと思いますけど。事前に公判前の段階で話をしていますから、特に異議も出ていないし。

高岡：あと、検察側は写真1枚で良かった。他に書証があるから。私どもが担当した甲野太郎事件では、弁護側は何枚も撮らなきゃいけない場合もあるでしょうと言ったんだけど、裁判所は、検察が1枚でと言っているのだから、弁護側も1枚でと（笑）。



(3) 尋問事項書の提出について

司会：それから、証人尋問の時、検察側は、各証人の証人尋問の前に1分程度時間を下さいと言って、この証人には何を証言してもらいます、ということのアピールしていたところがありましたね。

坂本：新しいやり方ですね。一般の裁判員だと、いったい何を聞き出そうとしているのかよく分からないと。

大谷：それは、反対尋問では難しいですね。

司会：今、ご指摘のようなことから、裁判所は、尋問事項書を出してくれと言ってきているようですね。主尋問はいいとして、反対尋問についてもある程度の尋問事項書を出してくれみたいなことを言ってくるのですか。

大谷：検察官の方は出したんですか。

坂本：ずいぶん詳しいものを出していました。それで裁判所は、少し行間を空けて、裁判員がメモを書けるようにしてほしい、と言っていました。

遠藤：私たちは、裁判員が次の尋問は何が続くのかというのをあらかじめ予測できるような1枚ペラにしてくれと言われました。証人尋問が始まる前に裁判官の方で、これから弁護人とか検察官はこういう点を聞きますよということを事前に話すかもしれないということ。

(4) 弁論について

司会：最後に、弁論において弁護人が気を付けるべき点をお願いします。

大谷：最初はパワーポイントを使わないつもりだったんですけど、急遽使ったんです。最後の弁論段階

で、僕が証拠の総括をして述べたんですけど、争点整理の段階で出しておいた方が良かったかなという点もありましたね。

高岡：もとは私が担当する予定ではなかったんです。が、急遽、私がやることになって。工夫できなかったところ、後で、裁判員のコメントは、パワーポイントも使わず、裁判員に分からせようという工夫が足りないって、評価が低かったんですよ（笑）。アンケートの結果が。

大谷：模擬裁判の裁判員役の方にアンケートを取っているんですか。

高岡：そのようです。我々のグループでは読み上げだけだったんですけど、アンケートの中に、裁判員は、やっぱり読むだけというか、聞かされるだけではつまらなかった、検察官の方が映像を使っていて良かった、というコメントもありましたね。

司会：あと、何か注意すべき点はございますか。

大谷：例えば殺意について、裁判所は、未必の故意というような用語を避けて、「強い殺意」と「弱い殺意」といった説明をしたペーパーを裁判員に渡して説明していました。これは事前には知らされていなかった。その書面を見ると、「強い殺意」と「弱い殺意」がもうこんなにスペースを取っちゃっているわけ。「殺意なし」が下にちょっとあって。こういうのを見ちゃうと、だいたい何か印象として、殺意というのが非常に強く頭に入っちゃうんですよ。だから、それを終わった後の懇談会で、僕も苦情を言ったんですよ。傷害や、過失傷害もあると説明しないと。

こういう裁判員に見せる資料を裁判所が作る時には、事前に意識して注意されたいと思いますよ。

司会：では、今日の座談会はここで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

6 裁判員に向けての説明義務について

裁判員制度センター副委員長 吉田 秀康 (39期)



1 裁判員法 39 条の内容

裁判員法 39 条 1 項は、「裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し…、裁判員及び補充裁判員の権限、義務その他必要な事項を説明するものとする」と規定し、裁判員規則 34 条は、裁判長に、裁判員に対して、証拠裁判主義、立証責任の所在及び立証の程度を説明することを義務づけている。

裁判員が、刑事裁判の主要な原則を理解し、その原則に従って自らの意思で適切に意見を形成し、実質的に評議に関与して初めて、裁判員の職責を十分に果たすことが可能となる。仮に、裁判員が、刑事裁判の主要な原則を理解しないまま、評議・評決を行えば、もはや、それは、裁判の名に値しないものになってしまう。

2 模擬裁判での現状

近年、東京地方裁判所を始め全国各地で模擬裁判が開催されているが、裁判員法 39 条は、裁判員が宣誓する前に、必要な事項を説明しなければならないと規定するのみであるため、選任手続の際に、証拠裁判主義、立証責任の所在及び立証の程度につき説明されているものの、その後、どの段階で、どの程度の説明をするかは、専ら裁判所の裁量に委ねられ、裁判体毎に、取扱いがばらばらの状態にある。

犯罪事実と争いがある場合でも、選任手続の際に、この点につき、一度説明しただけで、評議の際には、全く説明していなかった場合もあった。

裁判員によっては、刑事裁判のこれらの原則の理解が極めて不十分なまま評議・評決に参加し、検察官の主張と弁護側の主張を比較し、いずれの主張が信用できるかという観点から議論し、裁判所も、その誤解をそのまま放置している例が、極めて多数散見されている。また、模擬裁判の意見交換会の場で、ある裁判員

に対して、評議の際に立証の程度につき念頭においていたか否かを質問したところ、全く考えていなかったと発言したこともあった。

3 今後の取り組み

したがって、少なくとも、最終評議を開始するに先だち、裁判長は、改めて証拠裁判主義、立証責任の所在及び立証の程度等の刑事裁判の主要な原則を説明することを、法律上または規則上、義務づける必要がある、または、少なくとも、運用上、かような取扱いを確立する必要がある。また、評議の場には被告人も弁護人も出席できないので、少なくとも、公判廷において、一度、裁判長は、これらの刑事裁判の主要な原則を説明すべきである。東京弁護士会や日本弁護士連合会は、この点につき、裁判所に対し積極的に働きかけていく必要があると考える。

4 今後の課題

裁判員法成立後、被害者参加制度（被害者や遺族が公判廷に出席し、証人尋問や被告人質問、求刑を含む意見陳述を認める制度）や部分判決制度（併合事件で、各事件毎に裁判員を選任して有罪無罪を判断し、最後のグループが量刑まで判断する制度）が制定された。

被害者参加制度は、現行の刑事訴訟法の根幹を変容させ、被告人の防御に困難を来とし、裁判員裁判制度が円滑に機能しなくなると指摘されており、部分判決制度は、裁判員と裁判官との間に情報格差が生じ、裁判官が裁判員を誘導するおそれがあること、裁判員が全ての審理を見ないまま量刑判断することの疑問が指摘されている。これらの制度に対する弁護人の対応方法や、さらには裁判員制度のあり方そのものについても、今後、さらに検討していく必要がある。

7 もう裁判員裁判は怖くない

裁判員制度センター副委員長 遠藤 常二郎 (39期)



特集

裁判員裁判
—もう、待ったなしの段階へ—

裁判員裁判の導入により刑事裁判の内容が大きく変わろうとしています。これまで一般の弁護士が経験したことのない弁護人の活動が要求されます。

たとえば、公判前整理手続、弁護人の冒頭陳述、弁論も弁論要旨の棒読みはだめ、語りかけるような弁論、パワーポイントを利用した弁論、簡潔で分かりやすい証人尋問や主尋問直後の反対尋問、連日的開廷などなど。

これだけ多くのことを聞かされれば、自分にはとてもそんな芸当はできない、裁判員裁判は無理だと尻込みしてしまう方が多いことでしょう。でも、実際に模擬裁判で裁判員裁判を経験してみるとそんなに難しいことではなく、これまで刑事弁護を経験した人であれば誰でもできるということがわかります。

ペーパーに頼らず裁判員に語りかける弁論は意外と臨機応変のアドリブがきき気持ちのいいものです。弁論の骨子も公判前整理手続の段階で準備ができま

すから、被告人質問終了後直ちに弁論に入ってもそんなに戸惑いません。パワーポイントなど機械音痴で無理だと思っている人でも、一度やり方を覚えることやみつきになってしまいます。

要は、裁判員裁判の雰囲気やリズムに慣れることが大切でしょう。東京弁護士会では、来年5月21日のスタートに備え、研修メニューを準備しております。このメニューをこなせばあなたも一流の裁判員裁判の刑事弁護人になれること請け合いです。奮ってご参加ください。

また、当会の裁判員制度センターでは、会員向けの研修の実施、市民に向けた対外広報活動として講師の派遣、夏期合同研究に向けての準備など幅広い活動を行っております。裁判員裁判にご興味をもち、より深く裁判員制度にかかわってみたいと思われる方は、是非とも当センターの委員になることをお勧め致します。皆様方のご参加をお待ちしております。

裁判員劇公演「東京地裁刑事第201号法廷」(DVD)より



1. 被告人質問
(弁護人 主質問)
2. 検察官反対質問
3. 弁論
4. 評議

8 日弁連研修に参加して

刑事弁護委員会副委員長 坂根 真也 (57期)



1 ブートキャンプ

私は、日弁連と早稲田大学法務教育研究センターとの共催で、本年1月12日～14日の3連休で行われた「第1回法廷弁護指導者養成プログラム」に参加した。

この合宿は、ブートキャンプと称され、3日間朝から晩まで、法廷弁護技術の実践的なトレーニングに明け暮れ、極めて有意義なものであった。

本研修の趣旨は、裁判員裁判を目前に控え、法廷弁護技術を獲得し、参加者が核となって各地で研修を行う、というものである。

模擬裁判高橋一郎事件の資料が事前に配られており、3日間の研修は、従来の座学ではなく、徹頭徹尾実践あるのみで、受講者全員が、主尋問、反対尋問、冒頭陳述、論告・弁論を担当し、最終日は模擬裁判であった。被告人役や証人役も受講者が担当するのである。

全国単位会から各1名の受講者（主に50期代の若手）と傍聴人が参加し、極めて盛況であった。

講師陣には、日弁連の裁判員実施本部公判弁護PTのメンバーはもちろん、NITA（全米法廷弁護協会）から4名の講師を招き、アメリカで行われているのと同様な形で、指導を受けた。

2 初日

初日は、主尋問と反対尋問である。それぞれ実践の前に若干の講義があった後、それぞれクラスに分かれて、1人5分程度の実演を行う。実演の様子をビデオに撮っておき、立ち振る舞いや発声などを別室で講師とともに直後にチェックする。

主尋問では、絶対に誘導尋問をしてはならない、

主役は証人であって、尋問者は裁判員の注意を引いてはいけない、など、実践的なアドバイスを受けた。

反対尋問では、誘導尋問をしる、自己矛盾を突き付ける時は、矛盾供述を確認して固めて、矛盾を提示して終わること、また、提示に異議を唱えられた時の対応などの練習をした。

3 2日目

2日目は、冒頭陳述と論告・弁論である。

これも、メモを見てはならない、分かりやすいストーリーを示す（冒陳）、証拠が結論を示していることを明らかにする（弁論）などから、アイコンタクト、立ち位置など、技術的なことまで、指導を受けた。

4 最終日

最終日は、総仕上げの模擬裁判である。

一番驚いたことは、自分も含めてであるが、周りの若手の弁護士が、初日とは比べものにならないくらい、堂々と、わかりやすく弁護活動を行っていたことである。

5 裁判員裁判を控えて

この研修を通じて感じたことは、実践トレーニングがいかに有効かつ必要かである。

この研修の後、各地で同様の研修が開かれており、東弁でも5月から順次実施予定である。是非、参加して法廷弁護技術を習得していただきたい。